

# 長野県社会福祉士会 NEWS

第188号  
2022/1/1



発行▶公益社団法人長野県社会福祉士会  
会長 上條 通夫  
事務局▶〒380-0836長野市南県町685-2  
長野県食糧会館6F  
編集▶広報編集委員会  
発行部数▶2,400部

TEL▶026-266-0294 FAX▶026-266-0339 E-mail▶info@nacs.jp HP▶https://nacs.jp/

今年、長野県社会福祉士会は設立30周年！  
「中期ビジョン2020」を意識して、会活動に参加しよう……1  
重症心身障がい児・者支援シンポジウムin中信 ……2～5  
成年後見制度活用講座（Zoomオンライン）受講132人 ……6  
福祉活動委員会子ども部会研修 ……7  
信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～ ……7

contents

特集ページ  
地区三役から一言&周年生まれの今年の抱負 ……8～9  
リレーエッセイ ……10  
東信地区学習会 ……10  
編集後記 ……10

## 今年、長野県社会福祉士会は設立30周年！ 「中期ビジョン2020」を意識して、会活動に参加しよう

長戸 桜子（長野県社会福祉士会 副会長）

新春を迎え、会員の皆様と関係機関、事業所の皆様にご挨拶申し上げます。

現在、会員数1,206人の長野県社会福祉士会は今年、設立30周年を迎えます。昭和62（1987）年に『社会福祉士及び介護福祉士法』が制定され、国家資格である社会福祉士が誕生。本会は、5年後の平成4（1992）年、社会福祉士国家資格者31人により、「県民福祉の向上と社会福祉士の専門性の向上」等を目的に、任意団体として設立されました。2007年に広報紙が100号を達成。2014年には会員が1,000人に達しました。

一昨年より、全世界が新型コロナウイルス感染拡大による行動制限や自粛が始まり、なかなか収束の兆しが見えない中でさまざまな活動が抑制されてきました。本会でも、当初はウイルスという目に見えない脅威のため、研修の中止や事業継続の困難さを痛感しましたが、時期や形式を変更し、対策を講じながら事業活動を再開し、昨年はほとんどの事業計画を全うすることができました。すべてが手探り状態でしたが、リモートによる会議や研修会、また集合して行う場合でもあらゆる感染防止対策を取り、事務局の在宅勤務など、私たちの活動を大きく変えた年でした。

そんな予測不可能な社会情勢下ではありましたが、2020年4月「中期ビジョン2020」を策定し、皆様に配布しています。この「ビジョン」を手掛かりに、社会福祉士資

格そのもののあり方、社会福祉士会員であること、社会福祉士会を運営すること、社会福祉士会が存在することなどの本質的な価値にあらためて着目し、全会員とともに、長野県社会福祉士会の活動を構造的に評価改善していく仕組みをつくっていきます。

実際に共通の目標があることや、大きな方向性が確認できることで会員が一緒に活動しやすくなるのではないかと考えています。

そして、本会では、福祉制度や地域の変化・課題に対応してさまざまなネットワークを構築しながら、行政への提言や社会問題に対して会としての声明を発言するなど、社会福祉専門職団体としてソーシャルアクションの実践に努めていきたいと考えています。会員数が増えることにより、会としての発言力は増します。今後、さらに新しい仲間を増やし、会活動を活発にしていくために、「組織・財政基盤強化推進プロジェクト」「ICT推進プロジェクト」の2つのプロジェクトが発足し、いろいろな取り組みを始めています。

新しい年を迎えました。新型コロナの影響を想定しながらも、従来の委員会や地区、プロジェクトは「ビジョン」を意識して会活動を展開し、会員向け一斉アンケートも予定しています。

ぜひ、皆さんが取り組める方法で、会の活動に積極的に参加しましょう。

# 重症心身障がい児・者支援シンポジウムin中信

2021年12月5日(日)、オンラインにて重症心身障がい児・者支援シンポジウムin中信が開催され、65人が参加しました。亀井智泉氏による基調講演およびシンポジウムを行い、重い障がいのある人、医療的ケアが必要な人が高校や養護学校を卒業して地域で自立していくために必要な支援などについて考えました。

## 基調講演

### 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律とこれから目指す支援体制」

講師：亀井智泉氏

(長野県医療的ケア児等支援スーパーバイザー 信州大学医学部  
小児科特任助教 長野こども療育推進M-てらす理事)



#### 1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

今年度、医療的ケア児等に関する法律ができ、立法の目的や理念には医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することが明記された。この法律は議員立法で、医療的ケアが必要な子の親でもある国会議員も参画した。法律の理念にも医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ、適切に行われる教育に係る支援を受けるとし、国や地方公共団体の責務となり、保育所の設置者等、学校の設置者等の責務も明確になった。都道府県に医療的ケア児支援センターを設置することができるようになり、長野県は来年度4月に設置することになっている。

#### 2 医療的ケア児の保育所等、地域の小中学校での看護支援体制 ～長野県の現状と課題～

就学前の医療的ケア児保育支援事業（2021年度9市町村10施設）や県立特別支援学校の看護師配置も17校156人を対象に常勤看護師2人、非常勤看護師40.6人が配置された。小中学校では、2020年度に69人の看護師が配置され、登下校時や校外活動に対応した看護師も出てきている。

看護職への後方支援体制として医療的ケア児等が通学する小中学校の巡回指導を昨年からは市教育委員会、医師、圏域医療的ケア児等コーディネーター看護師、スーパーバイザー等が看護師の不安や疑問、学校の環境整備についての相談を受けられるようになってきている。医療安全の確保から救急シミュレーション研修も開催した。

小中学校におけるリスク評価の基準が不明確で、漠然とした「何かあったら」という不安から看護師配置をしている現状がある。保育士、教職員との役割分担や連携不足があったり、考え方も社会モデルと医学モデルの視点の違いから目指す方向が違ってしまいうこともある。医療においても主治医の多くが保育・学校の「現場」を熟知していないため、看護職を支援する医療連携が課題となっている。

#### 3 医療的ケア児の保育所等、地域の小中学校での看護支援体制 ～今後の取り組み～

看護支援の人材育成とスキルアップを行うことと、学校での理解を進めるために教職員の医療的ケア理解・啓発の研修を充実させ、医療の安全を確保することは欠かせない。緊急搬送先の確保、緊急対応マニュアルの作成、救急シミュレーション研修の実施。また基幹病院の小児科、主治医、訪問看護の連携による学校における医療的ケアの後方支援体制構築と「看護指示書」「診療情報提供」「訪問看護情報提供書」等の情報共有ができるようにする。

#### 4 医療的ケア児等支援センターに求められる機能

スーパーバイザーが担ってきた役割を医療的ケア児等支援センターの業務にする。「困難事例」解決のための後方支援（アドバイス・コーチング）や「地域づくり」を一緒に考えるコンサルテーションだけではなく、好事例や使える制度等、情報を集めて提供する（キュレーション）役割を持たせる。課題や疑問解決のための調査方法、専門家につなぐ（パスファインダー）としての機能を持って役割を果たすセンターにしていく。

#### 5 成人移行期の医療的ケア児等の支援体制

医療的ケア児等の支援は切れ目なく続く。保育園や学校等、就労先それぞれに地域の居場所が必要。本人中心から成長するにしたがって、課題中心の支援の輪が広がる。自分の特性に向き合って自分らしく生きるための支えるチームが課題解決できるように変わる。母子分離と本人の自立のため学校、通所支援事業所、家庭の中心にこどもがいるチーム支援が、親亡き後、親の役割となる誰かに支えられ、地域で暮らしていく仕組みが地域生活支援拠点。自分の特性や身体のことなどの課題に向き合う力を周囲で支え、学校卒業後の「地域の居場所」を確保し、いろいろな体験や健康のことなどをインクルーシブ教育のなか地域の仲間との絆を大切にすることが移行後の暮らしを充実させることになる。例えば小児科から成人科医療につなげ、いつまでも小児病院でなく成人病院に移行するため、少しづつ医療のつなぎも訪問看護師がつなぎ手となり、地域のつながりで学校看護師の役割が重要になってくる。

## 【シンポジウム】地域で誰もが当たり前の暮らしができるように

後半のシンポジウムでは「地域で誰もが当たり前の暮らしができるように」をテーマに、医療、福祉、行政各分野の関係者に成人移行期の当事者のご家族を含めた5人のシンポジストから医療的ケア児等の支援体制およびこれからの医療的ケア児の暮らしについてそれぞれのお立場から現状と提言があり、当事者のご家族からは、ご本人の現状と生活について報告をいただきました。コーディネーターを含めシンポジストとともに、地域課題とこれからの支援体制について議論を深めました。

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| コメンテーター  | 亀井智泉氏（前掲）                        |
| シンポジスト   | 福山哲広氏（信州大学小児科長野県成人移行期医療センター医師）   |
|          | 長谷川登氏（信濃医療福祉センター医療ソーシャルワーカー）     |
|          | 笛木利恵子氏（多機能型事業所雲のポケット看護師兼相談支援専門員） |
|          | 紺野美和氏（成人移行期の当事者のご家族）             |
|          | 樋口忠幸氏（松本赤十字乳児院長・元県障がい者支援課障がい福祉幹） |
| コーディネーター | 三村仁志氏（長野県社会福祉士会元会長）              |

### シンポジスト 福山哲広氏

医療の進歩により、小児期発症疾患の死亡率が大幅に低下し、小児医療も専門分化・高度化された。長野県では、1993年に県立こども病院が開設され、これまで命を落としていた子どもたちを救えるようになる一方で、こども病院に重度の子どもたちが集まることで、地域の小児科が衰退することにつながった。

移行期医療の課題として、医療体制の課題と患者の自立支援が柱となる。小児期医療から成人期医療へ移行する間で、これら2つの医療の担い手が、シームレスな医療を提供することが期待される。また連携を取るために



「繋ぎ手」が必要であり、国立病院機構系を中心とした入所施設の強化、在宅診療医・家庭医療専門医との連携、成人福祉施設の利用など、既存のシステムを利用することも重要だ。

長野県では、県庁保健・疾病対策課、信州大学医学部附属病院、県立こども病院などが連携し、移行期医療支援体制が整備されている。成人医療および福祉システムとの連携体制構築に向けて、長野県移行期医療支援センターの機能を高めていきたい。

### シンポジスト 長谷川登氏

医療型障がい児入所施設では肢体不自由児・重症心身障がい児の入所療育支援を行っている。同じ建物の上階に県立養護学校が併設されており、民間・公立同一建物の施設となっている。これは良い関係で協力し合える。ここでは医療的に濃厚な管理が必要なため、出生後から総合病院にて継続した入院治療を受けた後に入所となる児童や、小学校年代まで地域で生活をし、中・高等部から入所してくる児童が多い。長期入所児童に対し、専門職や教員などが集まり、定期・部屋別・臨時カンファレンスを開催して、医療支援の確認や病棟生活や学校での応用など支援方針を確認する場を設けている。また研究する場、情報交換の場があることも施設の中の風土となっている。

退所後の進路についてだが、医療ケアだけでなく、身体介護の状況、家族の支援力、生活環境などを総合的に考え合わせ判断することが必要だが、実際、退所後は成人施設を希望される方も多い。医療ケアや介助支援は、その子の想いを支えるための、支えの一つである。

## シンポジスト 笛木 利恵子 氏

重症心身障がい児・者で医療的ケアが必要な赤ちゃんから大人までを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護を合わせた多機能型デイサービスを展開している。お家の延長が基本で、個別支援計画に基づき支援を行っている。大人になるとまず総合支援法に変わる。身体が大きくなるだけでなく、心も変化する。好きなものが変化し、人とのかかわりを求める。気持ちの変化を読み取りながら、日々活動内容を考え、言葉を選んでいる。相談支援専門員の仕事もしているが、ご本人やご家族が意思決定をしていくときの伴走者でありたい。自閉症スペクトラムの行動障がいのある方の生活介護事業所が足りていない。訪問介護を利用するのみで、家で暮らしている方がいる。お声がけはしているが、利用には至っていない。安全な環境と安心して利用できる場になるように、事業所の工夫や努力が必要と感じる。また重症心身障がい児・者、医療的ケアのある方が利用している施設間の連携も大切である。

終わりに高谷清先生の「はだかのいのち」の一節が紹介された。



---

## シンポジスト 紺野 美和 氏

今春、松本養護学校を卒業した19歳の長男は、孔脳症のため吸引や胃ろう、導尿、人工呼吸器管理など医療的ケアを常時必要としている。2～3時間おきの服薬、導尿、体位交換、注入に加えて随時吸引があったりするので、生活介護や訪問看護、ヘルパーなどのサービスを利用しているが、目まぐるしく一日が過ぎていく。

成人移行期の不安は3つあった。1つ目は進路。本人は「学校に通っていた時と同じように毎日どこかに通いたい」という意向があったが、事業所の数が少なかったり、曜日が選べなかったりするなど本人の意向に沿えるのか心配だった。2つ目は医療のことで、医療的ケアが多いとそれを理解してもらうことに年単位の時間を要することもあり、どうやってケアしたら体調を崩さずに過ごせるか共有することは大変なことである。3つ目はお金のことで、どういう制度を利用できるか検討しなければいけないことや他の家族にもお金がかかることへの不安がある。

本人の状況や環境が変わっても事業所のみなさんに支えてもらって、できるだけ家族と一緒に自宅で過ごさせてあげたいと思う。

---

## シンポジスト 樋口 忠幸 氏

医療的ケア児支援法が成立した意味は、行政が責任を持って医療的ケア児の生活支援やその家族の支援に関する施策を作り、それを実現するためにソーシャルワークをしっかりと展開できるような体制の構築が求められているということ。

長野県の地域共生づくりは、平成16年から始まった西駒郷の地域生活移行をきっかけとして大きく展開し始め、各圏域に障がい者総合支援センターと自立支援協議会が設置され体制が整備された。平成28年には子どもの権利条約の批准を契機に児童福祉法が大きく改正された。これを受け長野県でも連携推進会議や自立支援協議会の療育部会を中心として医療的ケア児の支援について協議が始まった。また県に医療的ケア児等支援スーパーバイザーを配置して支援をより強力に進めていく体制が作られたり、地域生活支援拠点や子ども家庭総合支援拠点が設置されたりしている。

今後の課題としては、地域生活支援と地域福祉施策との連携によるソーシャルワークの展開に向けたより一層の体制整備や人材育成、インクルーシブ教育の実現が求められている。



本日のシンポジウムで、本人からの発信をキャッチし、思いを尊重して暮らしを描いていくことが大切だと改めて感じた。現在はシステム作りに関わっているが、システムを作り過ぎると本人の思いをつぶして制度の上に乗せて、周りが安心しているだけという結果になってしまう。それではいけない。

一人ひとりの思いをどうくみ取るか、そこからスタートしなければいけない。意思決定をしていく流れの中で、どうしても「声の大きい人」の意見や、支援者の「よかったね」という満足感に引っ張られてしまいがち。ただ、子どもは全身で「そうじゃないんだよ」と、かすかながらも発信している。そこに気付くのは誰なのか。看護計画、教育計画を大事にしたうえで、どう福祉サービスを使っていくかという計画相談があるのではないかと考えている。

キーワードは「選択肢」。保護もするけれど地域にも打って出る、施設入所でも幸せになれるけれど自宅でも楽しくやれる、ずっと小児科にかかり続けて一部の科目は成人医療を受診するなど、本人の体に合わせて選択できるように。そこに行きたいと言った人は拒まれないのが医療。同じように福祉の方でも本人が「こういう暮らしをしたい」と言ったときに（選択肢を）たくさん用意できるように考えていきたい。

コーディネーター 三村仁志氏

入所施設はまだ必要で、地域のセーフティネットという機能を変わずに持っていなければいけない。歴史的に、入所施設は「親亡き後の安心」を求めて、というところがある。当然、子どもたちの幸せを願って作られてきたと思うのだが。

暮らしの場について地域生活と入所施設の二択と考えたとき、地域生活の中にはグループホームという選択肢もある。

自分の勤めている施設では、嘱託医との連携がうまくいっている。医師の専門性に加え、医療ソーシャルワーカーの存在は大きい。病院内での福祉と医療の連携のさらに先に、病院と施設との連携ができていると思う。福祉サービスは1か所集中がいいのか、それともたくさんの人たちに関われるほうがいいのか…というのは、いろいろなサービスに言えると思う。

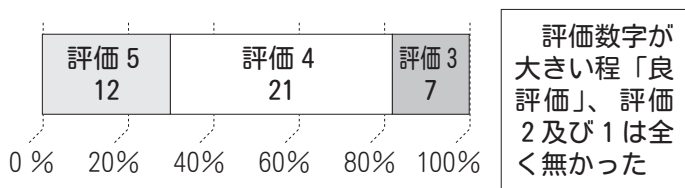
小児の時には一人ひとりにある「物語」が、成人になったときに途切れてしまわないように。重い障がいをお持ちの人たち一人ひとりが社会の主役になれるような地域づくりをしていきたいと改めて思った。

## 重症心身障がい児・者支援シンポジウム アンケート結果

アンケートには42人の参加者より回答いただきました。集計結果や感想・コメントは次のとおりです

### 【シンポジウム全体企画の評価と感想】

評価の集計結果は、下のグラフのとおりとなった。



- ◇ 1年休んでしまった重症心身障がい児・者支援シンポジウムの中に、医療的ケア児に対するさまざまな取組に変化があったことを、知ることができ、感謝です。
- ◇ 途中、音声が聞き取りづらいところがあり、リモートでの開催の難しさを感じましたが、内容的には大変勉強になりました。

### 【講演についての感想】

- ◇ 医療ケアの方の支援の関わりが仕事の中でないためシンポジストの方からお話をいただき大変勉強になりました。医療と福祉の連携の重要性や本人意思を大切にしていくこと改めて大切だと感じました。
- ◇ 将来の子どもの生活について考えるきっかけになりました。長野県での福祉に関わる方の考えや、法

整備についても聞くことが出来て勉強になりました。ありがとうございました。

### 【シンポジウムについての感想】

- ◇ 多方面からの現状を解りやすく説明していただきありがとうございました。今後の仕事に活かせるように職場でも勉強会など聞き現状を知っていただける機会をつくりたいと感じました。
- ◇ それぞれの分野からのお話がとても参考になりました。医療側も福祉側も連携を同じように求めている事が心強く感じました。今後の福祉、医療との連携を地域で考えていきたいです。自立支援協議会の活用にも繋げていきたいと思いました。
- ◇ 多様な方々からのお話を聞くことができ、理解が深まりました。特に当事者の保護者としてのお話はグッとくるものがありました。
- ◇ 貴重なお話をありがとうございました。意思決定について話題になっていましたが、本人の意思をきくということと、どうするかについては同義ではないと思います。

# 成年後見制度活用講座 (Zoomオンライン) 受講132人

2021年10月26日(火)に成年後見制度等の基礎知識・実務を学ぶことを目的に、ばあとなあながの運営委員会企画運営で「福祉関係者のための成年後見制度活用講座」を開催。

Zoomオンラインでの開催は初めてで、市町村行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事業所職員等、募集定員を大幅に超える140人から申し込みがあった。

## 講義内容／講師／テキスト

この講座は、次の5つのテーマについて、本会がばあとなあながの会員（基礎研修Ⅰ～Ⅲ修了後に成年後見人養成研修を修了済み）で現在成年後見人等を受任している役員が講師を務めた。

また、講義レジュメのほか、意思決定支援や成年後見申立てに関する資料を収録した約160ページに及ぶオリジナルテキストを作成し、事前に受講者へ送付した。

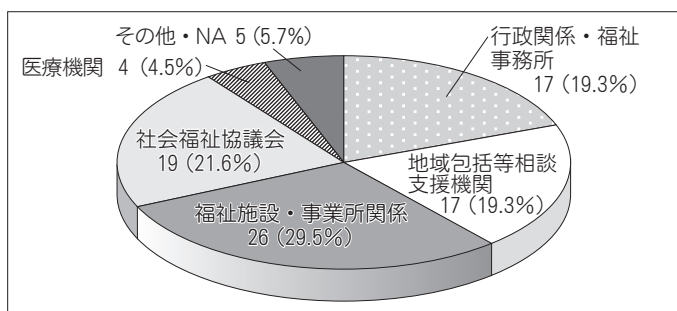
1. 意思決定支援と成年後見制度（権利擁護、成年後見制度利用促進法・基本計画、地域連携ネットワーク等）
2. 成年後見制度の概要（成年後見制度の理念、法定後見制度、成年後見登記制度等）
3. 日常生活自立支援事業と任意後見制度（事業及び制度の概要・仕組み、利用手続き等）
4. 後見業務実務の実際①（成年後見人等の審判申立て支援、後見業務の実務、関係者等との連携等）
5. 後見業務実務の実際②（成年後見人等の職務や実務、司法関係専門職との連携、相続・死後実務等）



- ◇ 職種が社会福祉士ではないため成年後見制度の知識がなく、すべてが参考になりました。特にそれぞれの事例がわかりやすく勉強になりました。
- ◇ 改正された点の確認や、全体の確認ができました。少し支援の経験をしてからの学習機会でしたので、確認したかった点も知ることができました。資料として一冊にされていたことも、とてもありがたいです。相談支援前にこれで復習して臨めます。
- ◇ 意思決定支援の重要性から成年後見制度の概要、成年後見業務の実際について発展しながら講義をして頂き、理解しやすかった。
- ◇ 業務にあたるうえで、実際の申し立て書類や事例を交えながらの講義だったため、イメージしやすく活用できると感じた。
- ◇ 講師の皆さんの説明が大変わかりやすかったです。後見人の具体的な業務内容等知ることができたので、成年後見制度をイメージしやすくなりました。
- ◇ 資料もわかりやすく、具体的な事例もあってよかったです。



## 受講申込者140人の所属別内訳



(※オンライン講義中の画面人数確認マックス時：132人)

## 活用講座の評価 (アンケート回答者：88人)

- ◇ 良かった → 67人 (76.1%)
- ◇ 普通 → 21人 (23.9%)
- ◇ 良くなかった → 0人 (0.0%)

## 活用講座全体についてのコメント

- ◇ 業務で成年後見制度に関する問い合わせが出てきた中で、今回の講座を受けさせていただきました。ご家族からの相談を受けるにあたってとてもためになる講座でした。ありがとうございました。
- ◇ 権利擁護にかかわる業務（後見・日常生活自立支援事業等）を全体的に捉えることができました。
- ◇ 制度の基礎的な話から中核機関の役割まで、幅広く説明していただき、初心者でも分かりやすい内容だったかと思えます。

- ◇ 事務的なことは実際にやっていかないと頭に入っていないと思うが、具体的にこういうことを行うのかということが理解できた。
- ◇ 制度の基本的な内容から実際の後見業務まで一連の話が聞けて良かった。一日座って講義ばかりは、やや集中しきれない部分があった。
- ◇ 制度利用に至るまでの支援内容について学べるというなど感じました。地域包括支援センターの相談対応としてそこがとても弱いので。
- ◇ 成年後見制度の基礎知識から事例を通した後見事務の本人視点の関わりを学ぶことができました。
- ◇ 成年後見制度をはじめ、日常生活自立支援事業、任意後見制度について改めて学ぶことができました。一日かけ、丁寧に講義して頂きありがとうございました。
- ◇ 成年後見制度を軽く考えていた気がします。金銭管理が出来ない、お一人暮らしであれば今後の事を考え後見人をつけたほうが良いと考えていました。基本理念に戻って適切な対応を考えたいと思いました。
- ◇ 大学時代に講義で成年後見について学んでいたが、改めて学び直したいと考え受講させていただきました。以前学んだことよりも少し深く知ることができて短時間ではあったが細かい内容を学ぶことができ、有意義だった。



## 「ヤングケアラーについて学びましょう」

味澤 俊介（岡谷市社会福祉協議会）

11月27日(土)、福祉活動委員会子ども部会の企画で「ヤングケアラー研修会」が開催されました。

南信地区会員で長野県教育委員会スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの弓田香織さんによる実践に基づく報告の後、立正大学教授の森田久美子先生から「ヤングケアラーの理解と支援」についての基調講演をいただきました。私は、これまでヤングケアラーについて意識をしてきませんでした。県教委が県内の公立高校生を対象とした調査を行ったことも初めて知りました。森田先生が紹介されていたイギリスの「ヤングケアラースフェスティバル」のような大きい交流イベントを国内で開催するのは難しいですが、小さなイベントを増やすなど、同じ境遇の仲間が集まれる環境作りが必要だと感じました。

私は手話通訳を主な仕事としています。活動の中でCODA（Children of Deaf Adults；聴覚障害の親をもつ聞こえる子ども）との関わりがあります。CODAは、親と聞こえる人の間に立って手話通訳をすることがよくあると、しばしば耳にしていました。しかし、これまで私はあまり彼らに深く関わらず距離をおいてきました。講師が言っていた「家庭は微妙なバランスで成り立っている」ということを私も感じていたからです。外国語を話す親の通訳もヤングケアラーに含まれるとお聞きし、身近であるCODAも同様の課題があると気づきました。今後は、そのような課題を意識して、活動を続けていきたいと思えます。

## 信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

### フードバンクいな 運営開始

福田 幸穂（伊那市社会福祉協議会）

伊那市社会福祉協議会では、生活困窮世帯への支援のため、食糧品寄贈を受け入れ「ふれあい食堂」などで活用していました。令和3年度に入り、伊那市が住民の力を活かして子育て支援を行う、「子ども未来応援隊」の活動が始まりました。この活動により、市内の子ども食堂の活動も活発になり、より食糧品寄贈の重要性が高まりました。この状況から、伊那市より委託を受けて令和3年7月より本会でフードバンク事業の運営が開始されました。



本事業では①食品ロスの削減、②生活困窮者への支援、③潜在的な生活困窮者への支援を目的に掲げています。運営当初より住民からの寄付があり、必要団体へ食糧品の提供を定期的に行うことができています。また、本事業を掲げたことで、企業から消費期限が当日のものの食糧品寄付の相談や、販売には向かない小さいじゃがいも350キロの提供など、今までは破棄してしまっていた食糧の活用の相談が来るようになりました。

今後の展開としては、市民の方が誰でも自由に持っていけるようなフードパントリーの設置や、潜在的な生活困窮者と必要とされる支援政策をつなげるためのツールとして、フードバンクの活動が展開できないか模索しております。



北信の三役



支 部 長  
氏 名：塩 澤 宏 之  
勤 務 先：長野県共同募金会

副支部長

氏 名：小 野 貴 規  
勤 務 先：長野市社会福祉協議会



副支部長  
氏 名：渋 沢 昌 記  
勤 務 先：なかのケアプランセンター

庶 務

氏 名：竹 内 雅 智  
勤 務 先：長野市社会事業協会



去年を振り返って、今年の予定・目標など

昨年、102歳の方のお話を聞く機会を得ました。「戦争は二度としてはいけない・・・」。今年は、一主権者として「日本国憲法」を常に意識し、公共の福祉を考え、行動していきたいと思ひます。

北信の年女

氏 名：茂 木 瀬 奈  
勤 務 先：  
社会福祉法人くりのみ園  
NATURAL GARDENくりのみ



趣 味：動画鑑賞  
入会年度：令和3年度

勤務内容や年男・年女としての一年の抱負など

平飼養鶏と自然循環農業を行い、オーガニックの福祉農園として、就労継続支援（障害福祉サービス）を行っています。昨年入社し、利用者さんとの関わり方や社会人としてのマナーなどたくさんの経験をしました。今年は後輩もできると期待し、先輩として身近なお手本となれるよう頑張りたいです。



東信の三役



支 部 長 (写真中央) 氏名：西 澤 茂 洋  
勤 務 先：社会福祉法人 依田窪福祉会

副支部長 (写真左) 氏名：太 田 雅 之  
勤 務 先：社会福祉法人 かりがね福祉会

副支部長 (写真右) 氏名：田 中 かおり  
勤 務 先：浅科・望月地域包括支援センター

去年を振り返って、今年の予定・目標など

WEBで対応した「まるごと学会」を経験し、オンラインでの研修会、会議などにもだいぶ慣れてきましたが、会員の仲間には会えない1年間でした。役員体制も新しくなり、今年こそは皆さんと顔を合わせながら学びを深めていきたいです。

東信の年男

氏 名：平 塚 直 也  
勤 務 先：  
長野県社会福祉協議会  
(研修派遣先：県地域福祉課)



趣 味：献血  
入会年度：平成24年度

勤務内容や年男・年女としての一年の抱負など

これまで県社会福祉協議会で培った経験を活かし、成年後見制度の利用促進、誰もが居場所と役割を持って住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会の推進、刑務所等の矯正施設出所者の地域定着促進等の業務を担当しております。

今年は7年に1度の御柱年！ 故郷を離れ、所帯をもっても血が騒ぎます！ コロナ禍で現地参加もままなりません、はやる気持ちを抑えつつ、クールな頭とホットな心で日々頑張ります！



丑去寅来…今年度から地区支部長・副支部長が変更になったところが多いですが、コロナ禍も影響し、お目にかかれぬ日々が続いていました。今年こそ皆さま、笑ガオ〜でトライ！

## 中信の三役



支部長（上写真中央）氏名：田 中 雄一郎  
勤務先：山形村社会福祉協議会

副支部長（写真なし）氏名：津久井 芳 明  
勤務先：松本市役所

副支部長（上写真右）氏名：宮 本 あずさ  
勤務先：すまいる

副支部長（上写真左）氏名：押 田 博  
勤務先：塩尻市社会福祉協議会

庶務（左写真）氏名：池 田 義 虎  
勤務先：岡田の里



### 去年を振り返って、今年の予定・目標など

2年ほど顔を会わせる機会がないため、状況がゆるせば対面での学習会や交流会を開催したい。今年中信地区で県まるごと学会と県総会開催します。皆さんご参加を！！

## 中信の年女

氏 名：一 柳 紀 子  
勤務先：松川村役場

趣 味：筋トレ  
入会年度：平成25年度



### 勤務内容や年男・年女としての一年の抱負など

年女を迎えるにあたり、何らかの試練だったのか、入職以来初めての異動辞令。長年いた障がい福祉担当部署から異動し、新設された「子育て世代包括支援センター」に勤務しています。0歳から18歳までの子どもや保護者への支援、児童虐待関連業務を主に行っています。早4回目の年女。脂肪を蓄えることは得意ですが、新しい知識を頭に蓄えることが困難になってきました。それでも元気に歳を重ねられるよう、加齢に抗い、脂肪燃焼できるよう、筋トレに励みます。



## 南信の三役



支部長  
氏 名：原 智 美  
勤務先：伊那市社会福祉協議会

副支部長  
氏 名：増 田 隆 一  
勤務先：諏訪市役所



副支部長  
氏 名：上 松 幸 代  
勤務先：特別養護老人ホームかたくりの里

副支部長  
氏 名：田 原 健 一  
勤務先：輝山会記念病院



### 去年を振り返って、今年の予定・目標など

オンラインで各ブロックで年間テーマを決める等して、学びの機会をつくってきましたが、今年は交流もできる場をつくり顔の見える関係づくりを深めていきたいです。

## 南信の年男

氏 名：池 上 修  
勤務先：伊那市社会福祉協議会

趣 味：  
暖かい時「自転車のロング  
ライドイベントに参加」  
寒い時「スノーボード」  
入会年度：平成29年度



### 勤務内容や年男・年女としての一年の抱負など

居宅介護支援事業所の管理者と主任介護支援専門員をしています。12名の大所帯の事業所で唯一の男性として日々頑張っています。利用者さん宅に訪問し世間話から今後の生活についてまでいろいろな話をしています。年男として今年一年の抱負は「健康第一」。PC・タブレット・スマホと向き合っていると目が霞み肩が凝り頭が痛くなる。少しでも解消できるように遠くの綺麗な山々を眺め目を労わりながら業務にあたっていきたいと思っています。

## 「ベーシックインカムが導入されたら？」

瀧澤 宏直（長野県立総合リハビリテーションセンター）

まず、当センターが令和元年台風19号によって被災した際、避難復旧支援にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、先日の衆議院選挙ではベーシックインカム（BI）を公約に掲げた政党が議席を大幅に伸ばしました。BI導入までには遠い道のりですが、もし導入されたらどうなるか想像してみました。導入には①現在の社会保障はそのままに導入する、②現在の社会保障と重なる部分はなくす、③現在の社会保障を全てなくすの3つの方法があるそうです。BIが導入されたら社会福祉士の仕事は大幅に変わるかもしれません。当センターの利用者の場合、障害福祉サービス、介護福祉サービスの利用料変更が想定されます。あるいは、生活扶助費、障害年金等の経済的理由により生活が立ち行かず、退所先が見つからないという困難は減少し、自宅や退所先での生活の組み立てに注力できると思われるます。



しかし、障がいを負った後、BIによって働かなくても生活が可能のため、障がいの程度が軽い方の就労意識に影響を与えるかもしれません。何のために働くのかという就労支援の意義を考える必要があると思われるます。

たとえ導入されても、制度の動向に関わりなくクライアントの生活向上を目指す仕事の大切さは変わらないでしょう。読者の皆さんはBI導入どうですか？

\*次号は、**中信社会福祉協会 梓荘 古畑 玲河さん**にバトンタッチします。

## 東信地区学習会

### "コロナ禍におけるソーシャルワーク実践"

社会福祉士による実践現場の課題を知りソーシャルワークの実践を学ぶ

勝見 雅美（東信地区 広報編集委員）

11月18日の東信地区学習会はオンライン形式で実践事例発表の後、4～5名に分かれて学びを深めました。児童分野からは東信教育事務所スクールワーカー・小林翠氏が「コロナ禍における家庭支援の在り方について」と題し発表。親やきょうだいの世話をするため、通学できなくなった学生。ギリギリのところで保っていた家族の生活にコロナ禍が多分に影響。ここで、ソーシャルワーカーは信頼関係を築く必要があるが、その難しさを痛感。さまざまな視点から糸口を考え、連携に力を入れることなどが話し合われました。

地域福祉分野からは本会災害福祉支援運営委員会の山崎博之委員長が「コロナ禍における今夏の災害支援の実践より」と題し発表。コロナ禍の災害支援は外部ボランティアの受け入れができず地域の力が必要で、マンパワー確保から質の確保へ変化。継続して何度も訪問することにより、地域の信頼を得て、被災者のボランティアニーズを把握できたことが大切だったとのこと。

平時からの個別支援の積み重ねが課題解決に向かう…ソーシャルワーカーの役割を再確認し、それぞれが力をもらい笑顔で終了する学習会となりました。

## 今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<https://nacs.jp/>) をご確認ください。

| 日時(曜日)   | 事業名・研修名           | 会場    | 備考       |
|----------|-------------------|-------|----------|
| 1月16日(日) | 第5回理事会            |       |          |
| 1月25日(火) | 市町村職員高齢者虐待研修      | オンライン |          |
| 1月28日(金) | 累犯障がい者支援セミナー      | オンライン | 講師：小林万洋氏 |
| 1月30日(日) | 身寄りのない人の医療の問題セミナー | オンライン | 講師：植竹日奈氏 |
| 2月       | 地区総会・各地区セミナー      |       |          |

◎ 入会状況 (2021年11月末現在) \* 会員数：1,206人 入会率：26.87% 人口10万人あたりの会員数：57.79人

## 編集後記

ことし2022年の干支は壬寅（みずのえとら）。「厳しい冬を越えて芽吹き始め、新しい成長の礎となる」年です。今号も場所や立場を超え県内各地で行われた社会福祉士の皆さんの研修活動などが掲載されています。昨年は感染症に翻弄（ほんろう）された一方で、オンラインであってもたくさんの学びとつながりを持つことができた年でもありました。今年はそれらを栄養に、さらに心を耕し新たな成長に希望をもつことを忘れず活動していきたいと思うものです。ともに学び、それらを広報する私共の活動が、多様な者のしあわせを求められる地域創造の一助となれば幸いです。（K. M）